

◎いわて体験交流施設条例（条例第 55 号）

- 1 平庭高原体験学習館及び平庭高原自然交流館（以下「体験交流施設」という。）の設置について定めることとした。（第 1 条関係）
- 2 体験交流施設に係る指定管理者による管理について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 体験交流施設に係る指定管理者が行う業務の範囲について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 体験交流施設の使用等の許可について定めることとした。（第 4 条、第 5 条関係）
- 5 体験交流施設における行為の禁止について定めることとした。（第 6 条関係）
- 6 体験交流施設の使用許可の取消し等について定めることとした。（第 7 条関係）
- 7 体験交流施設の利用料金について定めることとした。（第 8 条関係）
- 8 体験交流施設の利用料金の免除について定めることとした。（第 9 条関係）
- 9 体験交流施設の利用料金の不還付について定めることとした。（第 10 条関係）
- 10 体験交流施設の施設又は設備を汚損等した場合の損害賠償等について定めることとした。（第 11 条関係）
- 11 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第 12 条関係）
- 12 施行期日等

（1） この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、12(2)は、公布の日から施行することとした。（附則第 1 項関係）

（2） 準備行為について定めることとした。（附則第 2 項～附則第 4 項関係）

◎公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 56 号）

- 1 公害紛争に係る調停が打ち切られた後 2 週間以内に申請人又は参加人からされた仲裁の申請についての手数料の額は、通常の算出方法により算定した手数料の額から前の調停の申請について納めた手数料の額を控除した額とすることとした。（第 3 条関係）
- 2 岩手県公害審査会の廃止に伴う所要の整備をすることとした。（第 3 条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 は、平成 19 年 11 月 1 日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県公害審査会条例を廃止する条例（条例第 57 号）

- 1 岩手県公害審査会条例を廃止することとした。
 - 2 施行期日等
- （1） この条例は、平成 19 年 11 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 項関係）
- （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第 2 項関係）

◎循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）

- 1 事業者の責務について具体的例示を追加することとした。（第 5 条関係）
- 2 廃棄物等の不適正処理に係る県民の通報に係る努力義務について定めることとした。（第 6 条関係）
- 3 土地所有者等の責務について定めることとした。（第 6 条の 2 関係）
- 4 通報に基づく知事の調査等の義務について定めることとした。（第 6 条の 3 関係）
- 5 準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画の提出等について定めることとした。（第 9 条の 2 関係）
- 6 岩手県再生資源利用認定製品の認定の有効期間が満了した場合の更新制度について定めることとした。（第 10 条第 4 項、第 5 項関係）
- 7 産業廃棄物処理業等の許可又はその取消しに係る基準について定めることとした。（第 19 条関係）
- 8 屋外に産業廃棄物を保管する場合の記録等の義務について定めることとした。（第 20 条の 2 関係）
- 9 廃棄物等の搬入一時停止命令について定めることとした。（第 20 条の 3 関係）
- 10 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合の確認事項等について定めることとした。（第 22 条関係）

- 11 産業廃棄物管理責任者の設置について定めることとした。(第 22 条の 2 関係)
- 12 一般廃棄物処理施設等の事故防止対策等について定めることとした。(第 30 条関係)
- 13 罰則について定めることとした。(第 34 条、第 36 条関係)
- 14 その他所要の整備をすることとした。(第 10 条、第 14 条、第 19 条、第 31 条、第 35 条関係)
- 15 施行期日等

(1) この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第 2 項関係)

◎県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 59 号)

- 1 県外排出事業者等が循環型地域社会の形成に関する条例に規定する格付け等を取得している産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合における搬入事前協議に係る搬入期間の特例について定めることとした。(第 2 条関係)
- 2 県外産業廃棄物の搬入の実績の公表について定めることとした。(第 4 条の 2 関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとした。(附則関係)

◎温泉法施行条例の一部を改正する条例 (条例第 60 号)

- 1 温泉法の一部改正に伴い、土地の掘削等の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査に係る手数料を徴収することとした。(第 15 条関係)
- 2 その他温泉法の一部改正に伴う所要の整備をすることとした。(第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条関係)
- 3 施行期日

この条例は、平成 19 年 10 月 20 日から施行することとした。(附則関係)

◎県営住宅等条例及び県営特定公共賃貸住宅等条例の一部を改正する条例 (条例第 61 号)

- 1 県営住宅等条例の一部改正関係
 - (1) 入居者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が暴力団員でないことを入居者資格とすることとした。(第 5 条関係)
 - (2) 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認をしなければならないこととする(第 11 条関係)
 - (3) 入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居しており、引き続き居住しようとする者(同居者を含む。)が暴力団員であるときは、入居の承継の承認をしなければならないこととする(第 12 条関係)
 - (4) 入居者が知事の承認を得ずに入居の際に同居した親族以外の者を同居させた場合について、住宅の明渡し請求事由とすることとした。(第 32 条関係)
 - (5) 入居者又はその同居者が暴力団員である場合について、住宅の明渡し請求事由とすることとした。(第 32 条関係)
 - (6) 知事が、入居の許可等に際して、暴力団員該当性に関し警察本部長の意見を聴くことができることとする(第 51 条関係)
 - (7) 警察本部長は、現に入居している者(同居している者を含む。)の暴力団員該当性に関し知事に対し意見を述べることができることとする(第 52 条関係)
 - (8) その他所要の整備をすることとした。(第 5 条、第 32 条、第 53 条関係)

- 2 県営特定公共賃貸住宅等条例の一部改正関係

1 の(1)から(8)までと同様の改正を行うこととした。(第 4 条、第 10 条、第 11 条、第 25 条、第 37 条～第 39 条関係)

- 3 施行期日等

(1) この条例は、平成 19 年 11 月 1 日から施行することとした。(附則第 1 項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第13項関係)

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第62号)

- 1 国等の建築物に関する計画の通知等について手数料を徴収することとした。(第11条～第16条関係)
- 2 建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率に関する特例の認定の申請について手数料を徴収するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第17条関係)
- 3 建築基準法の一部改正に伴い、建築等の許可の申請等について手数料を徴収するとともに、併せて所要の整備をすることとした。(第17条関係)
- 4 施行期日等

(1) この条例は、平成20年1月1日から施行することとした。ただし、2はこの条例の公布の日から、3は平成19年11月30日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第4項関係)

◎公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例の一部を改正する条例(条例第63号)

- 1 信託法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第1条～第6条関係)
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(条例第64号)

- 1 育児短時間勤務制度関係
 - (1) 育児短時間勤務をすることができない職員について定めることとした。(第10条関係)
 - (2) 育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情について定めることとした。(第11条関係)
 - (3) 育児短時間勤務の形態について定めることとした。(第12条関係)
 - (4) 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続について定めることとした。(第13条関係)
 - (5) 育児短時間勤務の承認の取消事由について定めることとした。(第14条関係)
 - (6) 育児短時間勤務の承認が失効した場合等において引き続き育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情について定めることとした。(第15条関係)
 - (7) 育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、任命権者は、職員に対し、書面により通知しなければならないこととする事とした。(第16条関係)
 - (8) 育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をした職員の退職手当の取扱いについて定めることとした。(第17条関係)
 - (9) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任期の更新手続について定めることとした。(第18条関係)
- 2 育児休業関係
負傷、疾病等により育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれたことにより育児休業の承認が取り消された場合において、当該子を養育することができる状態に回復した場合には、再度の育児休業をすることができることとする事とした。(第3条関係)
- 3 その他
育児短時間勤務制度の創設等に伴い、所要の整備をすることとした。

4 施行期日等

(1) この条例は、平成20年1月1日から施行することとした。ただし、2、3並びに4(2)オ、カ及びケの一部については、公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第2項～附則第10項関係)

ア 一般職の職員の給与に関する条例

- イ 市町村立学校職員の給与等に関する条例
- ウ 一般職の職員の給料の調整額に関する条例
- エ 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例
- オ 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- カ 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- キ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例
- ク 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
- ケ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

◎職員自己啓発等休業に関する条例（条例第 65 号）

- 1 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるといふ条例の趣旨について定めた。（第 1 条関係）
- 2 自己啓発等休業の承認について定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 自己啓発等休業の期間について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 大学等教育施設について定めることとした。（第 4 条関係）
- 5 奉仕活動について定めることとした。（第 5 条関係）
- 6 自己啓発等休業の承認の申請について定めることとした。（第 6 条関係）
- 7 自己啓発等休業の期間の延長について定めることとした。（第 7 条関係）
- 8 自己啓発等休業の承認の取消事由について定めることとした。（第 8 条関係）
- 9 報告等について定めることとした。（第 9 条関係）
- 10 職務復帰後における号給の調整について定めることとした。（第 10 条関係）
- 11 退職手当の取扱いについて定めることとした。（第 11 条関係）
- 12 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとするものとした。（第 12 条関係）
- 13 施行期日等
 - (1) この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 項関係）
 - (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。（附則第 2 項～附則第 5 項関係）
 - ア 岩手県職員定数条例
 - イ 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
 - ウ 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
 - エ 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第 66 号）

- 1 岩手県立藤沢高等学校を廃止し、岩手県立高田高等学校及び岩手県立広田水産高等学校を廃止して岩手県立高田高等学校を設置し、岩手県立大船渡農業高等学校及び岩手県立大船渡工業高等学校を廃止して岩手県立大船渡東高等学校を設置し、岩手県立釜石南高等学校及び岩手県立釜石北高等学校を廃止して岩手県立釜石高等学校を設置し、岩手県立浄法寺高等学校を廃止して岩手県立福岡高等学校浄法寺校を設置し、並びに県立高等学校の学科の設置及び廃止をすることとした。（第 1 条関係）
- 2 岩手県立一関^{ろう}聾学校及び岩手県立一関養護学校を廃止して岩手県立一関清明支援学校を設置することとした。（第 2 条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行することとした。（附則第 1 項関係）
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第 2 項関係）

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例（条例第 67 号）

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第7関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)